地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制の構築について

(教育民生常任委員会・所管事務調査報告)

平成31年1月

高松市議会

高松市議会では、毎年度、各常任委員会ごとに、委員会の所管事項のうちから テーマを設定し、閉会中継続調査(所管事務調査)を行っております。

そこで、教育民生常任委員会としては、平成 30 年度の調査テーマを「地域 共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築について」に決定し、鋭意、調 査検討を重ねるとともに、市民との意見交換会及び2回にわたる高松第一高等 学校生徒との意見交換会での意見を踏まえ、このたび委員会として調査結果を 取りまとめたので、以下、その後の動きも含め、報告いたします。

1 現状及びテーマ選定の理由について

個人や世帯単位で、子育てや障害・介護、ひきこもりなど、従来の縦割りで整備された公的支援制度では、困難な課題があるために、制度や分野ごとの、縦割りや支え手・受け手といった関係を越え、高齢者や子供・障害者、さらには、若者支援など、一人一人が社会から孤立せずに、安心して、その人らしい生活を送ることができる、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築について、調査・研究する必要があるとの観点から、平成30年6月22日の委員会で所管事務調査テーマに選定しました。

2 委員会等の開催状況及び活動内容について

(1) 教育民生常任委員会

① 平成30年7月26日 当局からの現状等の説明・質疑応答 〔当局の説明概要〕

これまで高齢者・子供・障害者等の分野ごとに、福祉サービスの充実を 図ってきたが、現状として、育児と介護のダブルケアや、壮年のひきこも りと年老いた親の孤立など、世帯単位で複数の課題を抱えている状況がふえており、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として、まるごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、いわゆる地域共生社会の構築が求められている。

このような中、国においては、地域単位と市町村単位、それぞれの取り組みを挙げており、地域単位としては、地域福祉ネットワーク会議など、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、また、市町村単位としては、市が実施する個人や世帯の抱える複合的課題等に対する包括的な支援体制づくりなどが示されている。

そこで、本市においては、昨年度、健康福祉局内に検討プロジェクトチームを設置し、相談支援のあり方や包括的相談支援体制・庁内組織体制について検討を重ね、今年度においては、健康福祉総務課内に専任部署を設置したほか、庁内の7局35課室で構成する地域共生社会推進プロジェクトチームを設置し、組織横断的に取り組んでいる。また、新たに地域共生社会推進室(仮称)の立ち上げを検討しており、組織体制の充実を図ることとしている。

さらに、本年8月からは、勝賀・香南地区の2地区でモデル事業を立ち上げ、地域のさまざまな支援機関と連携し、包括的な支援をコーディネートする、まるごと福祉相談員を設置するなど、本市が目指す本庁と各総合センターを核とする、各関係機関、協働による高松型包括的支援体制の構築に向けて取り組んでいる。

- ② 平成30年 9月21日 視察先の選定・視察項目の検討
- ③ 平成 30 年 11 月 19 日 先進地視察後の議員間討議・質疑応答
- ④ 平成30年11月27日 取りまとめ内容の確認

(2) 視 察

平成 30 年 10 月 29 日 • 30 日 先進地視察

〇東京都江戸川区

- なごみの家設置に至る考え方(構想)について
- なごみの家の概要について
- ・ 地域支援会議についてなど

〇神奈川県藤沢市

- ・藤沢型地域包括ケアシステムについて
- ・支え合いの地域づくりの取り組みについて
- 行政としての藤沢型地域包括ケアについてなど



Extra 1

Secretarian secretaria s

29 日江戸川区

30 日藤沢市

(3) 意見交換会

- ① 市民との意見交換会平成 30 年 11 月 16 日
- ② 高松第一高等学校生徒との意見交換会平成30年10月5日・11月19日

3 委員会としての提言内容について

〔12月5日の委員長報告(閉会中継続調査終了)〕

(1) 相談支援体制

- ① 担当部署となる地域共生社会推進室(仮称)を設置し、各地域のまる ごと福祉相談員と連携の上、本市が主体となって、まるごと福祉会議の 開催を初め、各分野で多様な課題解決に取り組む民間団体や支援機関・ 関係部署等、横断的な組織の連携により、複合的な課題解決に向けた相 談支援体制の構築を図ること。
- ② 地域共生社会の推進に向けて、各関係機関が目標を共有し、一体となって取り組めるよう、包括的支援体制の構築までのスケジュールなどを示すこと。
- ③ 今後、設置する総合相談窓口では、市民の抱える課題を聞き逃すことがないよう、全ての福祉の相談内容をまるごと受けとめ、各専門部署につなぐこと。また、税・国保・年金等の各窓口からの情報をもとに、潜在化する課題を掘り起し、専門部署につなぐことができるよう、その手法について、他都市の事例なども参考に調査・研究すること。
- ④ まるごと福祉相談員は、多様な分野の団体・機関との連携を図る必要があるため、モデル事業を実施する中で適正な配置人数等を検討するとともに、同相談員の知識の蓄積や能力の向上を目指し、効果的な研修を実施すること。

(2) 相談支援体制

- ① 地域でのつながりを再構築し、住民が主体的に地域課題の解決に取り 組むため、新たな担い手の掘り起こしや確保のための仕掛けづくりを行 うとともに、担い手が活動しやすい環境の整備に取り組むこと。
- ② 若者を初め、多世代の人々がより気軽に相談できる環境づくりに向けて、SNS などを活用した相談受付体制を構築するとともに、若者の視

点に立って、ICT などを活用した担い手確保策について調査・研究すること。

(3) 効果的な周知

同事業の周知に当たっては、「広報たかまつ」やホームページはもとより、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、多世代の人々に向けた効果的な周知を行うこと。